

こんな時はこの制度を



自分ではお金の管理
ができないなあ…



ときどき通帳をなくし
てしまって困っちゃう



認知症の父が、知らない間に多額のローンを組んでいた！

困ったぞ！

おすすめのしくみ

しくみを利用するための手続き

困っている方を支える人たち

判断能力が少し不十分
通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてお金を下ろせない時がある。

日常生活自立支援事業
の利用をおすすめします
【P.3へ】

福祉後見サポートセンターかみす
の職員が事業の説明にお伺いします

サービスの利用計画を一緒に考え契約書を交わします

専門員・支援員
○専門員が困っていることの相談に応じます
○支援員が訪問して生活費を届けたり必要な支払いを行ったりします

判断能力が不十分
ほとんどのことは自分でできるけど誰かの手助けがあると安心する。

補助
制度の利用をおすすめします
【P.4、P.5へ】

家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをします
原則として鑑定は不要

家庭裁判所が**補助人**を選任します

補助人
○家庭裁判所が定めた範囲で本人が行った行為を取り消すことができます
○家庭裁判所が定めた範囲で本人に代わって契約を行います

判断能力がかなり不十分
もの忘れが多くなってきた。大切な契約は自分ではとてもできない。

保佐
制度の利用をおすすめします
【P.4、P.5へ】

家庭裁判所に保佐開始の審判の申立てをします
原則として鑑定が必要(鑑定料は概ね10万円以下)

家庭裁判所が**保佐人**を選任します

保佐人
○法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に取消すことができます
○家庭裁判所が定めた範囲で本人に代わって契約を行います

判断能力が全くない
父親のもの忘れがひどくなって家族の区別もつかない。父名義の定期預金が解約できなくなり困っている。

後見
制度の利用をおすすめします
【P.4、P.5へ】

家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをします
原則として鑑定が必要(鑑定料は概ね10万円以下)

家庭裁判所が**後見人**を選任します

成年後見人
○日用品の購入などの行為以外はすべて取消すことができます
○本人に代わってすべての契約を行います

判断能力は十分にある
これからのことが不安。将来手助けしてくれる人を今のうちに決めておくことができれば安心。

任意後見
制度の利用をおすすめします
【P.6へ】

公証役場で任意後見契約を結びます
本人が信頼をおいている人に判断能力が衰えた後の処理を託します

もの忘れがひどくなったら家庭裁判所が**任意後見監督人**を選任します

任意後見人
○あらかじめ本人が決めた財産管理や生活についての「してほしい」ことに関する法律行為を行います
※後見監督人がチェックします

日常生活自立支援事業

法定後見制度

任意後見制度

「福祉後見サポートセンターかみす」がお手伝いします

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

神栖市社会福祉協議会が法人として選任されることもあります

日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援範囲の比較

事業・制度		日常生活自立支援事業	成年後見制度
日常生活に関する こと	日常生活の金銭管理	○	○
	年金の受領に必要な手続き	○	○
	通帳や銀行印の保管	○	○
	福祉サービスの利用契約	△ (手続き支援)	○
療養・看護に関する こと	病院入院契約	△ (手続き支援)	○
	医療・住居の確保	×	○
	施設の入退所契約	△ (手続き支援)	○
財産管理に関する こと	不動産の処分や管理	×	○
	遺産分割	×	○
	消費者被害の消取	△ (手続き支援)	○